

海洋構造物等の検査に係る遠隔検査技術に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

海洋構造物等の検査に係る遠隔検査技術に関する事項

改正理由

近年、ドローン等の遠隔検査技術（Remote Inspection Techniques, RIT）の発展に伴い、船体構造の検査に対する当該技術の業界需要が高まっている。IACS では、船体構造のみならず海底資源掘削船等の検査に対しても RIT の活用を検討し、当該検査における RIT に関する要件を規定した IACS 統一規則 Z15 (Rev.2) として採択した。

このため、改正された IACS 統一規則 Z15 (Rev.2) に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

海底資源掘削船を含む海洋構造物等の精密検査に関して、検査員が差し支えないと認める場合、遠隔検査技術を用いることができる旨規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 12.3.2, 12.4.2, 12.5.2